

長野県石油商業組合から県への報告書の提出について

本日、長野県石油商業組合から県が中小企業団体の組織に関する法律第92条により求めている報告書の提出がありました。

報告書を提出した団体

住所 長野県長野市中御所1丁目24-4
組合名 長野県石油商業組合
代表者名 代表理事 高見澤 秀茂

提出方法

郵送による

提出があった報告書

別添のとおり

【参考①】 県から8月12日に報告を求めた内容

- (1) 令和7年6月30日に公表された石商組合問題第三者委員会の報告書（以下「第三者委員会報告書」という。）において、「第3章第3 評価の2、3」に掲げられている事項のうち、組合報告書に記載がないものに対する事実関係の報告
- (2) 組合報告書の「4.本報告書第3章「第3 評価の5 本組合はなぜ本件を妨げなかったか」について」及び「5.報告書「第4章 再発防止策及び今後への提言」への対応について」中、具体的な記載のない項目の取組内容や進め方及び第三者委員会報告書の提言内容と異なる貴組合の対応の理由
- (3) (2)のうち、再発防止の観点から、早急な対応が必要な以下の項目については、実施の時期・方法など、より詳細な対応内容
 - ・ 5(3)「3 組織体制について」のうち、コンプライアンス部門
 - ・ 5(5)「5 通報先の設置及び周知について」のうち、公益通報窓口の設置
 - ・ 5(7)「7 組合幹部及び全組合の意識改革について」のうち、コンプライアンスに関する組合員研修

【参考②】 これまで長野県石油商業組合に求めた内容

「長野県石油商業組合に対する対応」をご覧ください。

URL: <https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/070812sekisho.html>



確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0

～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

(問合せ先)
産業労働部 産業政策課団体・サービス産業振興係
(担当) 小岩井
電 話 026-235-7218 (直通)
F A X 026-235-7496
E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp